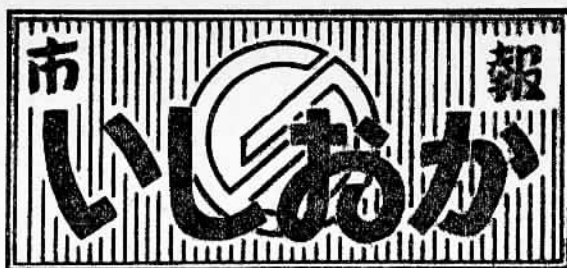


発行所

石岡市役所

石岡市大字石岡408番地
電話(代表) 2135番



10月号

第140号

毎月 1回

1日発行

議案九件、請願四件を審議

市議会第三回定例会

石岡市議会第三回定例会は九月十二日、十三日の二日間、にわたり開かれ、上程された

議案九件(内議員提出二件)請願四件が審議され、その結果全議案が原案どおり可決、

請願三件が採択、一件が委員会付託となりました。

審議された議案及び請願は次のとおりです。

- 職員団体の登録に関する条例の改正(可決)
- 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の制定(可決)
- 職員団体の行う交渉に関する条例の廃止(可決)
- 職員の休日及び休暇に関する条例の制定(可決)
- 昭和四十一年度一般会計補正予算(可決)
- 昭和四十一年度授産所特別会計補正予算(可決)
- 市議会会議規則の改正(可決)
- 教育委員の任命についての同意を求める件(可決)
- 石岡地区農業近代化施設整備組合の議会の議員選挙(決定)
- 泉町泉橋より同町三部を経て国分町へ通する道路の簡易舗装に関する請願(採択)
- と畜場、隔離病舎の移転促進に関する請願(採択)
- 元真地箱之内地区道路の舗装並びに下水道の整備に関する請願(採択)
- 陣屋門移転反対並びに市民会館敷地変更要望に関する請願(特別委員会へ付託)

一千五百九十万一千円の

補正予算(一般会計)

今度の一般会計補正予算一 になりました。

千五百九十万一千円が可決さ 補正予算の主なもの、次

れ、当初予算などに加えて七 のとおりです。

億八千四百五十七万九千円と

◎市道本線第三十九号の舗

◎授産所特別会計繰出金

◎湖北水道組合負担金三百

◎三村台地改良調査設計料

七十五万円

装工事費三百八十六万円
◎衛生処理場消化槽ポンプ

類の補修工事費百二十万

円

◎湖北水道組合負担金三百

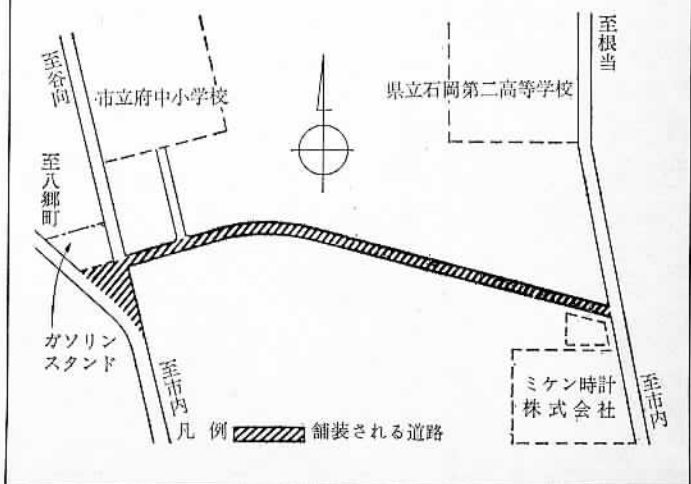
十六万四千円

◎三村台地改良調査設計料

七十五万円

◎授産所特別会計繰出金

舗装される市道本線第39号(府中小前～石岡二高前)



(市民会館建設に伴う授産所移転工事費) 三百三十万円

市道本線第三十九号(府中小前～石岡二高前)の道路、

全長約六百四十米、巾七米が

国庫補助事業及び市単独事業

として舗装されることになり

今後交通の円滑が期待できま

す。

教育委員に

須田氏が再任

教育委員のうち一名が九月

三十日任期満了となったので
市長が推せんした須田保次氏
(高浜)が議会の同意を得て
再任されました。

石農近施組合議員

選ばれる

石岡地区農業近代化施設整備組合の議会議員に川又正元氏、前島雅光氏、村山東一氏の各市議会議員が選ばれました。

大きく改正された

選挙人名簿制度

名簿の永久式・補充名簿の廃止など

十月一日から選挙人名簿制度が大きく改正されました。改正された主な点は、次のようなものです。

▽永久式の選挙人名簿になつたこと。

▽補充選挙人名簿の制度が廃止されたこと。

▽年二回（三月三十日、九月三十日）新しく選挙資格を得た選挙人を追加登録することになつたこと。

▽追加登録されるには、選挙人の申し出があることを原則とされたこと。（転入者については、前住所地の証明書添付）

永久選挙人名簿

今までの選挙人名簿は、毎年九月十五日現在で、選挙管理委員会が職権で作る基本選挙人名簿と、選挙のたびごとに作られる補充選挙人名簿とがありましたが、十月一日からこの制度が改められ、今年の六月二十日現在で永久選挙人名簿が作られました。

に登録されているものです。有権者は、自分が選挙人名簿に登録されているかどうかを是非一度確かめていただきたいものです。

追加登録は年二回

（三月・九月）

永久選挙人名簿と云つてもそれに登録されている選挙人は、常に動いているわけで、満二十才に達した方や、石岡市に転入された方などは、名簿に追加登録しなければならぬし、また、死亡したり、他市町村に転出した方などは

追加登録の手続きは早めに

永久選挙人名簿に追加登録の手続きを必要がある方には次のような方があります。

①昭和二十一年十月十二日以後に生まれた方で今後

二十才に達する方
②今後石岡市に転入される方

新有権者については、満二十才に達したらできるだけ早く市選挙管理委員会に「選挙人名簿登録申出書」を出していただき、また、今後他市町村から石岡市に転入されるかたは、転入後できるだけ早く「選挙人名簿登録申出書」に原則として前住所地の選挙管理委員会が発行する「選挙人名簿登録証明書」又は、「選挙人名簿未登録の証明書」を必ず添えて提出していただきます。

他市町村の名簿へ登録するには必ず証明書を

石岡市の選挙人名簿に登録されていた方が、他市町村に住所を移す場合（転出する場合）には、転出する前に当市の選挙管理委員会が発行する「選挙人名簿登録証明書」又は、「選挙人名簿未登録の証明書」をもらつてから転出することが必要です。新住所地の選挙管理委員会では、選挙人名簿登録申出書に、これらの証明書が付いていないと追加登録をしてくれませんので特にご注意ください。

なつとくできない
不起訴処分の申立は「檢察審査会」に相談しましょう

詐欺、おどし、暴力などしあしを調査し、国民の声犯罪の被害をうけ、訴えたを聞いて不満のない明るいが檢察官が、その事件を裁社会をつくることにつとめ判にかけない（不起訴処分という）どうもおかしい。申立ては簡単で、無料です。手紙や電話でも結構ですから遠慮なくお申出ください。

あなたは
こんな場合
どうしたらよいか

なお、当市から会社員小林優（泉町）さんが檢察審査員になつております。あてざきは次

に「檢察審査会」に相談してください。国はこのようのとおりです。土浦市内西町八番地な被害者を泣きね入りさせ水戸地方裁判所土浦支部内土浦檢察審査会事務局でおります。（電話土浦二局四三四七番）

市役所人事異動

十月一日 発令

- ▽出納室長（税務課長補佐） 久保田清一
- ▽税務課長補佐（総務課有線放送係長） 網代明治
- ▽総務課付（出納室長） 富田政一
- ▽同（建設課長補佐） 大高力之介

市報を点訳 (年輪会点字部)

大喜びの盲人協会

年輪会点字部、会長小田愼一(仲之内)さんは、今まで詩集、隨筆などの点訳をしておりましたが、本年四月から「市報いしおか」を点訳し、当市の目の不自由な方(市盲人協会)に毎月贈つております。

▽点字の市報を贈られた盲人協会では、「今まで耳づてにしか知る以外は、市政についてわからなかつたが、いろいろな市政上の問題点などがわかる。これからも、よろしく私たちの面倒をみてくださ」と喜んでおります。

▽年輪会は、昭和三十八年四月に、会員同志を励まし合い親睦をはかり、社会に対して立派に生きることを目的として発足し、現在三十二名の会員(十八才から二十二才までの社会人や学生)をもつて構成しており、毎週一回公民館などで会合をもちながら、目的達成につとめている。またこの会では、会員の趣味を生かし、社会に役立てようと点字、絵画、文芸、レクリエーション、書道部などがあり、それぞれ研究しております。

税金(国税)の納税巡回相談

所得税などの再調査、審査請求期限が過ぎてしまつたため、その手続きができなくなつた人達の納税相談や、税務署の取扱いかかるいろいろなことから、また、税法の解釈や手続きなどについて、左

日時 十一月十一日 午前

十時～午後三時

場所 石岡商工会議所

市民の声

市役所に対する

諸書式一覧表の配布を!!

一 市民

一般行政事務が複雑多岐になるに従い、地方自治事務の複雑も決して少なくないと思います。市役所における一般事務は勿論、市役所内部と市民間における処理事項(戸籍、税務、国民年金、衛生、配給住民登録、国保、選挙関係などの事務手続き)についても随分複雑のために再三市役所まで行かなければならぬといふ場合が多く、また一般市民の多くは、簡単な事柄であつても自己判断には容易に理解し難い場合が多いのではなからうかと思われまふ。

しかし、極めて簡単なこととは別としても、事項によつては説明を聞かなければ、すぐ納得できないものも相当あり、市職員は書類の書違いなどをだし、または長く説明して又出て来てくださうといふより市職員が印鑑の提示を求めて必要事項を記入し、印を押して済みましたということとは、市民に対して至極親切で結構ですが、その反面本人は内容を良く知らずに済み後日問題にならぬとも限らないでしよう。

私は、市民のかたがたにも自分の必要事項の書類の処理内容ぐらゐ充分知つていただくとともに、相互時間の空費節減の意味において種々の市役所に対する諸書式一覧表(ひな形や説明文)を作成し

一般市民に配布して常に研究していただきますれば、事務処理上大いに役立つのではないかと存じます。

もし、部数に制限があるとすれば、各区の駐在員などにだけ配布して、各区の集会などにおいて充分説明し、相談相手になつていただくような配慮をお願いしても良いと思ひます。

お答え(市総務課長)

市民のみなさんが、市役所へ提出していただく書類(各種申請書、届出書など)の大部分は、原則として本人に書いていただくことになつておりますが、現状は書式の複雑化などにより、ある程度市職員が代筆して事務処理を行なつております。

しかし、代筆だけにたよつておりますと、本人の感違ひなどにより、誤記入などで後日問題にならぬとも限りませんので、市民の皆さんが、ご

自分で正しく書いていただくようご研究されるのが良いと思ひます。

ご指摘のような方法が良い方法だと思いますが、なししろ、書類の種類が非常に多く(たとえば、国民年金関係の申請書類だけでも三十以上)市役所全部を合

せると、かなり大きな数になり、これを市民のみなさんに配布するのは不可能であり、また、各区の駐在員さんなどに配布した場合、駐在員さんなどにかかる仕事の過重問題も起き、慎重に検討する必要があると思ひます。

なお、市では本年よりこのような問題などを改善するため、市行政管理改善研究会をつくり、いま調査研究を進めておりますのでご指摘のようなことも参考に考慮する心算でおります。

造つてよい酒・悪い酒

ご注意下さい。

お酒は、税務署の免許がないと造ることはできません。どぶろくやブドー酒がそのよい例です。最近ブドー栽培の

普及につれて、ブドーを原料とする密造がめだつておりますが、これは少量の自家用でも酒税法違反になりますから

ん・いちご・にんにく・くとしそ・くわ・またたび・さるなし・とち・ぐみななど十三品目を原料とし、これらに、しようちゆうと砂糖を混ぜあわせて造つたものに限りよいことになつています。

